

行政手続法の一部を改正する法律

(平成一七年六月二九日法律第七三号)

一、提案理由(平成一七年六月七日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 行政手続法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営のさらなる公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的といたしております。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、命令等を定める場合の一般原則として、根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないこと、及び制定後におきまして、その内容の適正確保に努めなければならないことを規定いたしております。

第二に、意見公募手続として、当該命令等の案及び関連資料を事前公示すること、三十日以上意見提出期間を置いた一般の意見や情報の公募を行うこと及びこれらを考慮すること、並びに意見や情報の内容及びこれらの考慮の結果を公示することを義務づけております。

第三に、これらの公示の方法は、情報通信の技術を利用する方法により行うことといたしております。

このほか、この法律案の規定する手続をすべての命令等に適用することは適当でないことから、一定のものにつきましては適用除外とする等の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一七年六月一日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました行政手続法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、政省令などの命令等を定める手続において、共通する事項として、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めるものであります。

本案は、去る六月六日本委員会に付託され、七日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨日九日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成一七年六月二二日)

木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、今回の改正により、意見公募手続を法制化する意義と今後の課題、行政指導について書面交付を原則とすることの必要性、意見公募手続の地方公共団体による条例化の促進、三者構成の審議会の決定を意見公募手続等の適用除外とする理由等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。